

## 普及型競技会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟（以下「連盟」という。）公認・承認競技会以外の普及型競技会に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 普及型競技会とは、連盟の団体正会員および連盟が競技普及団体として認めた団体が主催する競技会で、公認・承認競技会にあたらぬ競技会をいう。

### (参加個人・団体)

第3条 連盟の団体正会員主催の普及型競技会は、連盟A会員の選手・指導者・顧問・チーム代表者等の個人（以下「個人」という。）及び団体のみが参加できる。但し、以下の者についてはこの限りではない。

- (1) 主催団体が出場を認めた外国人選手
2. 連盟が競技普及団体として認めた団体が主催する普及型競技会には、連盟A会員またはオープン会員の個人及び団体のみが参加できる。但し、以下の者についてはこの限りではない。

- (1) 主催団体が出場を認めた外国人選手
3. 普及型競技会には次の各号に該当する者は参加を認められない。
  - (1) 連盟A会員規程第10条による登録の取り消しを受けてから5年を経過しない個人および団体
  - (2) 連盟オープン会員規程第9条による登録の取り消しを受けてから5年を経過しない個人および団体

### (参加個人・団体の会員登録)

第4条 普及型競技会参加選手は、Japan Cheer Familyに会員登録する。

2. 連盟の団体正会員主催の普及型競技会に参加する個人及び団体は、出場する普及型競技会のチームエントリー時までにはA会員登録を完了していなければならない。なお、会員登録は毎年4月~6月に実施することが推奨される。
3. 連盟が競技普及団体として認めた団体が主催する普及型競技会に参加する個人及び団体は、出場する普及型競技会のチームエントリー時までにはA会員またはオープン会員登録を完了していなければならない。なお、会員登録は毎年4月~6月に実施することが推奨される。

### (普及型競技会の運用)

第5条 普及型競技会は、連盟競技規則および大会審判規程を基準とするが、運営にかかる全ての条

項において主催者の裁量により変更できるものとする。但し、その運用は連盟の管轄外であり、直接的な指導および監督は行わないが、相談や要望があれば支援を行う。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2026年2月24日より施行するものとする。